

標識のプロ

“道路標識設置管理士”



社団法人 全国道路標識・標示業協会

道路標識設置管理士

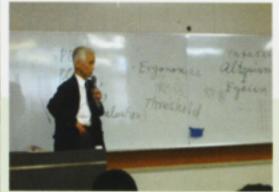
1 道路標識設置に関するハード・ソフト両面の高い能力を併せ持つ専門的な技術者で、かつマネジメント能力を有する者を養成し、認定する協会独自の認定資格です。

2 建設業法上いまのところ特段の資格は有しません。
しかしながら、この資格を取得することができる者は国家資格である1級土木施工管理技士の取得者であり、協会としては1級土木施工管理技士を超える技術者と考えています。

- 専任技術者となり得る
- 主任技術者となり得る



道路標識設置管理士 研修と実務



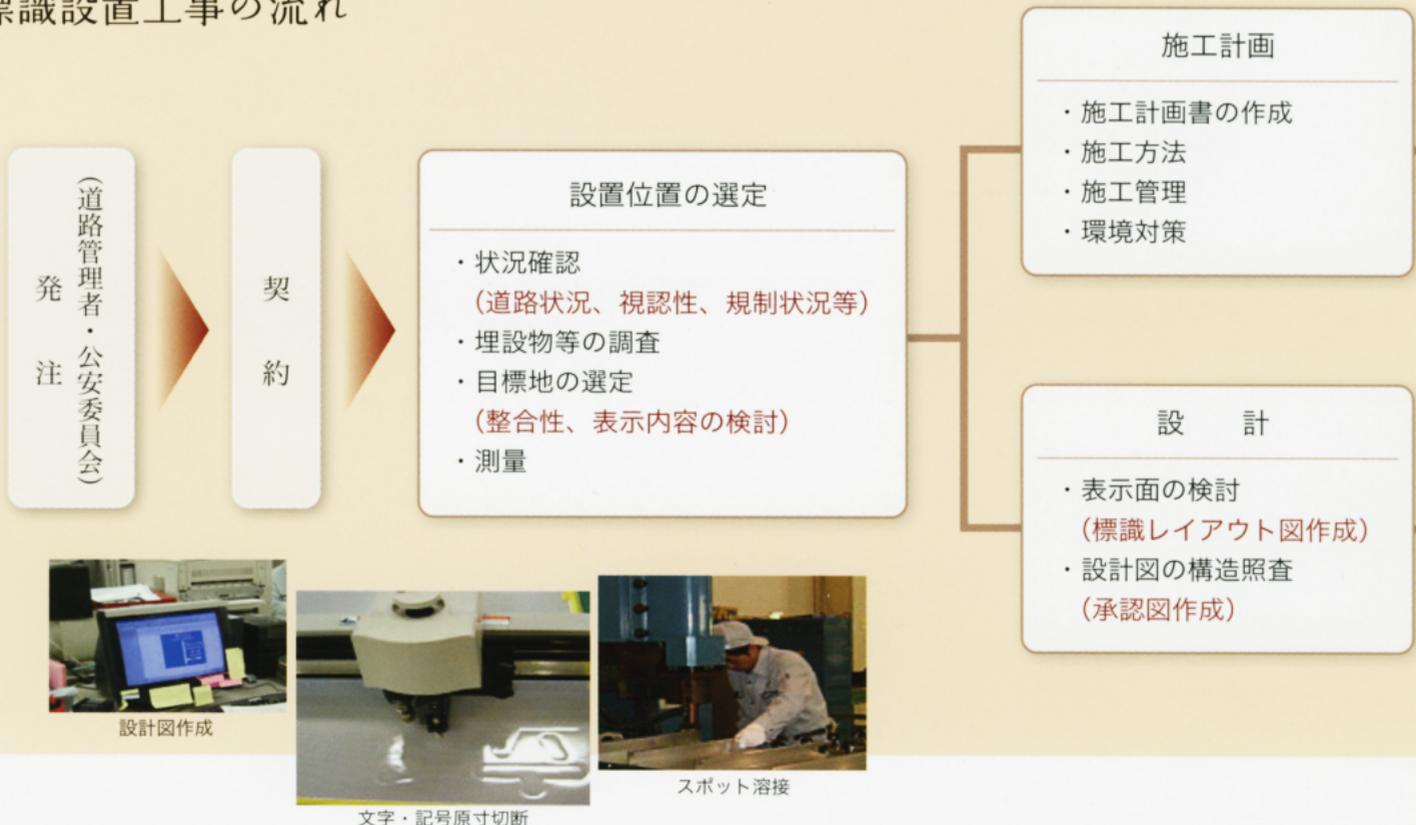
学者による講義

■ 研修の流れ

- 交通生理・心理学（ドライバーの心理的特徴・道路標識の認識特性・人間評価技法）
- 交通人間工学（交通事故の状況と道路標識・道路標識と人間工学的問題）
- 交通空間と景観工学（理想的な標識・標示環境を創造するための理念）
- 道路標識概論（道路標識の歴史・世界の道路標識）
- 道路法（標識令・車限令等）
- 道路交通法（標識令・道路使用許可等）
- 法規（建設業法・労働安全衛生法・騒音規制法・振動規制法・交通バリアフリー法）
- 施工計画（施工計画書・施工方法・施工管理・環境対策）

- 設計（表示面の検討）
- 基礎工（標識基礎）
- 施工実習（測量）
- 設計（標識の種類）
- 建柱工・電工（建柱）
- 施工実習（建柱）
- メンテナンス方法

■ 標識設置工事の流れ



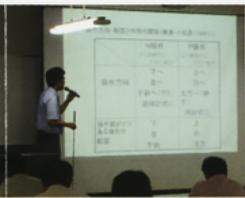
設計図作成



文字・記号原寸切断



スポット溶接



板付作業実習



材料試験実習



最新機による測量実習

設計・設計図の構造照査・支柱の強度・基礎の強度)
基礎の種類・試験掘り・土工・コンクリート工)

等・標識板の確認事項)

建柱工・標識板設置・電気・電材)

標識板取付・H.T.BOLT 締付管理)

及び時期 (より良いメンテナンスの考え方)

試
験

審
査
委
員
会

道
路
標
識
設
置
管
理
士

基礎工

- ・ 標識基礎の種類
- ・ 試験掘り
- ・ 土工
- ・ コンクリート工

出来形検査

建柱工

- ・ 材料の養生
- ・ 重機の取扱い
(作業範囲等)
- ・ 電気施工

完成検査

引渡し

メン
テ
ナ
ン
ス

材料手配

- ・ 標識板の仕様
- ・ 標識柱の仕様

材料検査



建柱工



基板の下地処理



真空加熱圧着

❖ 制度のしくみ ❖

道路標識設置管理士制度

(平成14年6月7日総務委員会決定)

1. 実施機関

研修は、職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会富士教育訓練センターにおいて行う。

2. 実施時期

別途定める。

3. 受講者

受講要件を満たす者のうち、支部長が推薦する者。

4. カリキュラム

富士教育訓練センターが職業能力開発促進法第24条第1項の規定に基づき認定された内容（認定訓練）による。

5. 効果測定

研修の終了に際し、効果測定を行う。

6. 修了証

研修の終了に際し、職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会から修了証書が授与される。

7. 経費

受講生を派遣する事業主の負担とする。

8. 助成措置

富士教育訓練センターの教育認定（認定訓練）は、受講生を派遣する事業主があらかじめ雇用・職業能力機構都道府県センターに所定の手続きをとると、受講生を派遣した事業主に対して、雇用・職業能力機構より一定の助成が可能となる。

道路標識設置管理士認定要綱

(平成14年6月7日総務委員会決定)

(目的)

第一 この要綱は、卓越した道路標識設置技術者を道路標識設置管理士に認定することにより、道路標識設置技術者の地位及び技術水準の向上を図ることを目的とする。

(認定者及び被認定者)

第二 認定は、会長が、次の各号に該当する者について行う。

- 一 別途定める研修を終了した者
- 二 前号に規定する研修の講師として、会員企業から派遣された社員で2年以上務めた者

(認定の方法等)

第三 認定は、認定証及び徽章を授与して行うものとする。

- 2 認定証及び徽章は別途定める。

(被認定者の選定)

第四 認定を受ける者は、第二に該当する者のうちから、会長が認定する。

- 2 会長は、前頁の規定により選定を行うにあたっては、これを公正かつ適切に行うため、道路標識設置管理士審査委員会の意見を聞くものとする。
- 3 道路標識設置管理士審査委員会に関し必要な事項は、別途定める。

(細目)

第五 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な細目は、総務委員長が決める。

道路標識設置管理士制度研修受講要件

(平成14年6月7日総務委員会決定)

受講要件は社団法人全国道路標識・標示業協会会員企業の社員のうち、下記に該当する者

国家資格、1級土木施工管理技士の取得者であり、かつ道路標識設置に関し右記の実務経験を有する者

- ①高等学校の指定学科※卒業後……………5年以上
- ②高等専門学校の指定学科※卒業後……………3年以上
- ③大学の指定学科※卒業後……………3年以上
- ④上記以外の学歴の場合……………10年以上

※指定学科：土木工学（農業土木を含む）、都市工学、衛生工学、交通工学又は建築学科に関する学科

社団法人 全国道路標識・標示業協会の概要

設立 昭和 51 年4月1日

目的 道路標識及び路面標示に関する研究開発並びに技術の向上を通じて、安全かつ円滑な道路交通の確保に資し、もって公共の福祉に寄与することを目的とします。

事業 本協会は、次の事業を行います。

- ①道路標識及び路面標示の設計並びに設置方法等の技術に関する調査研究
- ②道路標識及び路面標示に関する情報資料の収集並びに普及啓蒙
- ③機関紙、図書その他印刷物の刊行
- ④関係行政庁及び関係機関に対する具申
- ⑤道路標識及び路面標示に関する調査研究の受託
- ⑥講演会、講習会等の開催
- ⑦道路標識及び路面標示に関する国際技術協力等

—道路標識設置管理士の活用を—

道路標識を専門的に施工する企業として、技術の向上と「技術者」の地位向上を図ることは、工事の適正な施工を確保するとともに、発注者に良質な建設生産物を提供することになります。

技術と経営に優れた企業が存続することは、地域社会、ひいては国家発展のためにも大きな社会的貢献をすることになります。

当協会は道路標識設置工事に対して、ハード面・ソフト面で高い能力を有する多くの道路標識設置管理士を養成しています。是非ご活用を。

道路標識設置管理士の養成実績

(平成20年1月1日現在)

支部	北海道	東北	関東	北陸	中部	関西	中国	四国	九州	沖縄	計
人数	14	46	126	52	87	33	61	50	45	17	531

社団法人 全国道路標識・標示業協会

東京都千代田区麹町 4-2-6 第二泉商事ビル 3 階
電話 03(3262)0836 FAX 03(3234)3908